特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、後期高齢者医療に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	後期高齢者医療事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が始まりました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的とします。 後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとにすべての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体となり、都内62区市町村が加入しています。区は都広域連合と連携し、主に以下のような事務を行います。 1、被保険者の資格管理 2、保険料の月割計算及び特別徴収と普通徴収の振り分け、保険料通知の発送 3、給付の各種申請受付 4、葬祭費の支給に関する事務 5、基本健診
③システムの名称	1後期高齢者医療保険料システム　2東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム　3システム共通基盤　4税務システム　5健康管理システム　6中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1資格管理情報ファイル　2賦課情報ファイル　3収納情報ファイル　4給付情報ファイル　5健診情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表の85の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条第1項　別表第一第8項 第2項　別表第二第8項、第35項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 なし（情報提供は行わない。） 2　情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511　東京都港区芝公園1丁目5番25号 港区役所　国保年金課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	港区役所　国保年金課　高齢者医療係 電話番号　03-3578-2111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療事務では、上記のほ か、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（記憶媒体を含む）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、保管場所をしっかりと定め定期的に点検評価を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	1から4　略	1から4　略 5、基本健診	事後	項目追加
平成27年12月21日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1から4　略	1から4　略 5健康管理システム	事後	項目追加
平成27年12月21日	Ⅰ関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1から4　略	1から4　略 5健診情報ファイル	事後	項目追加
平成27年12月21日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第一　第59項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第46条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成27年9月9日改正法律第65号）　第9条第1項　別表第一　第59項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第46条	事後	2. 平成27年11月18日現在　主務省令については未確認
平成27年12月21日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年3月1日時点	平成27年9月9日時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　佐々木　貴浩	国保年金課長　大原　裕美子	事後	4月1日付人事異動のため
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	なし	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例28条）第11条の2 第1項　別表第一第8項 第2項　別表第二第8項、第35項	事後	区条例制定による追加
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　大原　裕美子	国保年金課長　関本　哲郎	事後	4月1日付人事異動のため
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成27年3月1日時点 平成27年9月9日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　関本　哲郎	国保年金課長　鳥居　誠之	事後	4月1日付人事異動のため
平成30年5月21日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例28条）第11条の2 第1項　別表第一第8項 第2項　別表第二第8項、第35項	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例第28号）第11条の2 第1項　別表第一第8項 第2項　別表第二第8項、第35項	事後	条例番号修正
平成30年5月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　鳥居　誠之	国保年金課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年3月9日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1から5　略	1から5　略 6中間サーバー	事前	「番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正に伴い、情報ネットワークシステムによる情報連携を開始するため、項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第一　第59項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 3　略	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第一の59の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 3　略	事後	再評価実施に合わせ、条例番号修正
令和4年3月9日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の有無	実施しない	実施する	事前	「番号法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正に伴い、情報ネットワークシステムによる情報連携を開始するため、修正
令和4年3月9日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	記載なし	1　情報提供の根拠 なし（情報提供は行わない。） 2　情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号別表第2の82の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2	事前	「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正に伴い、情報ネットワークシステムによる情報連携を開始するため、法令追加
令和4年3月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年1月31日時点	事後	再評価実施に合わせ修正
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第11条の2	3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　3.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介入させる作業	8．監査　実施の有無 [○]自己点検　[○]内部監査　[　]外部監査	・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] ＜判断の根拠＞ マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（記憶媒体を含む）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし（様式追加）	＜選択肢＞ ・8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分か【再掲】［十分である］ ・判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、保管場所をしっかりと定め定期的に点検評価を実施している。	事前	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第一の59の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表の85の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第46条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	2　情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号 別表第2の82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	2　情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため